

選定療養に係るお知らせ

平成 18 年 9 月 12 日厚生労働省告示第 496 号により、入院医療の必要性は低いが患者側の事情により長期にわたり入院している場合には、入院基本料を減額し、減額分を保険外負担とする保険外併用療養費制度が適用となります。

長期の入院とは、同一の疾病又は負傷により、当院（他医療機関での入院期間を含む）に入院している期間が 180 日を超えた場合であり、選定療養に該当することになります。

通常患者様が負担することとなる一部負担金のほかに、通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数が減額されることから、それに相当する金額を負担していただくことになります。

ただし、厚生労働大臣が定める状態等にある者については、選定療養に該当せず、通常負担する一部負担金以外の支払いはありません。

◎ 患者様が負担することになる選定療養費額

急性期一般入院料 4	(1 日につき)	2,409 円
特別入院基本料	(1 日につき)	1,012 円

令和 6 年 8 月 1 日改訂

本荘第一病院 院長